

平成 26 年 網走市議会
生 活 福 祉 委 員 会 会 議 録
平成 26 年 3 月 7 日（金曜日）

○日時 平成26年 3 月 7 日 午後 1 時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第16号 平成25年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第18号 平成25年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3. 議案第22号 平成25年度網走市介護保険特別会計補正予算
4. 議案第24号 平成25年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
5. 議案第28号 網走市空き家等の適正管理に関する条例制定について
6. 議案第32号 網走市外 3 町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
7. 請願第26号 年金支給額2.5%削減中止を求める意見書提出についての請願
8. 請願第38号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
9. 行政視察の実施について
10. その他

○出席委員（6名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	金 兵 智 則
	空 英 雄
	松 浦 敏 司
	山 田 俊 美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	小田部 善 治
-----	---------

○傍聴議員（6名）

飯 田 敏 勝
井 戸 達 也
近 藤 憲 治
佐々木 玲 子
高 橋 政 行

平 賀 貴 幸

○説明者

副 市 長	大 澤 慶 逸
市 民 部 長	後 藤 利 博
福 祉 部 長	酒 井 信 隆
保 険 年 金 課 長	永 倉 一 之
生 活 環 境 課 長	梅 津 義 則
社 会 福 祉 課 長	鳥井本 和 義
介 護 福 祉 課 長	児 玉 卓 巳

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総務議事係長	岩 尾 弘 敏
係	菊 地 香代子
係	田 中 康 平

午後 1 時00分開会

○渡部眞美委員長 ただいまより生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案 6 件と請願 2 件、行政視察の実施についての合計 9 件について審査をいたします。

まずはじめに、議案第16号平成25年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について各課ごとに説明をいただきたいと思います。

○永倉一之保険年金課長 平成25年度網走市一般会計社会福祉総務費補正予算について御説明申し上げます。

議案資料のほうは、30ページになりますのでごらんいただきたいと思います。

初めに補正の理由及び内容でございますが、国民健康保険特別会計繰出金について低所得者に対する保険料軽減の財源となります、保険基盤安定分及び地方交付税に算入されているところの国保財政安定化支援事業分が確定いたしましたので、次の経費を減額及び増額補正するものでございます。

経費の使途でございますが、繰出金として、保険基盤安定分480万5,000円の減、国保財政安定化支援事業分886万9,000円の増、前年度特定健診負担金の

精算に伴う国庫負担金の返還分62万円の追加、国保事業実績報告書作成システムの改修分99万8,000円の追加、合計568万2,000円を増額するものでございます。

次にこの事業に係る財源でございますが、2の補正額のとおり国庫負担金75万8,000円の減、道負担金284万4,000円の減、一般財源928万4,000円の増となっております。

○渡部眞美委員長 ただいま御説明いただきましたことに対しまして、質疑に入りたいと思います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

では次に民生費の社会福祉費について説明をいただきたいと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 私のほうから平成25年度一般会計高齢者福祉費、介護保険特別会計繰出金補正予算について御説明いたします。

議案資料の31ページをごらんいただきたいと思います。

まず補正の理由及び内容についてでございますが、介護保険システムの改修費及び利用者負担特別対策補助金及び介護給付費の支給の増加に伴い必要な経費を追加補正するものでございます。

経費使途及び金額につきましては、介護保険特別会計繰出金としまして、349万3,000円でございます。

財源等につきましては、全額一般財源となっております。補正前の額、補正後の額は2の表に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑のある方いらっしゃいますか。

○松浦敏司委員 今課長のほうから介護保険システム改修ということですが、この関係でつまり消費税の関係かと思いますが、消費税にかかわってシステム改修しなければならない、こういうふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○児玉卓巳介護福祉課長 はい、このシステム改修の事業につきましては、本年4月から消費税が8%に引き上げになりますけれども、それに対応しまして、介護報酬単価が従来は3年に一度、予定ですと来年の4月の改正でありますけれども、ことしは消費税引き上げに伴う対応ということで、4月から平均で0.63%介護報酬単価自体が改定されます。

そのこととそれにあわせまして、現在要介護度ごとに利用できる支給限度額が定められておりますけれども、こちら平均で1%ほど改定されますので、

介護報酬単価の改正及び区分支給限度額の改正に対応するシステム改修を行うものでございます。

○松浦敏司委員 それはわかりました。

そうなりますと、来年の10月に消費税が今のままで行きますと10%に上がるというようなこと、それから来年は多分介護保険計画が改定になる、この辺での関わりがまた来年もこれでは改修費がかかるということになるのだろーと思いたいますが、その辺どうなのでしょう。

○児玉卓巳介護福祉課長 介護報酬単価につきましては、来年度平成27年度から第6期となりまして、この時点でまず27年以降3年間の介護報酬の単価改定が定期的な部分としてございます。

これに対するシステム改修は、また改めて必要になると思います。

さらにその後の10月の消費税率につきましては、これは現在、システム改修についてはまだ報酬単価の改定も含めて未定でございます。

○松浦敏司委員 いずれにしても私たちは消費税には反対の立場でありますけれども、ここにも影響があらわれているのだなというふうに思います。

もう1点、介護給付費の支給の増加とありますけれども、これはどの程度増加したのか伺います。

○児玉卓巳介護福祉課長 介護給付費につきましては項目がいろいろ別れますけれども、居宅介護サービス給付費、在宅居住系の部分で、これはマイナス1,920万円。そして地域密着型のサービス給付費で1,210万円の増額補正、そして施設介護サービス給付費としまして、2,120万円の増額補正、その他福祉用具購入費ですとか、住宅改修費、審査支払い手数料、特定入所者介護サービス費等の補正がございます。

○渡部眞美委員長 ただいまの件につきましては、次の第22号にも係るかと思しますので、その際に何かありましたら質疑お願いします。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第16号平成25年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第18号平成25

年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

○永倉一之保険年金課長 平成25年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

議案資料32ページをごらん願いたいと思います。

初めに補正の理由及び内容でございますが、保険給付費等に係る経費を追加補正し、あわせて確定した財源について所要の補正を行うものでございます。

2. 補正額でございますが、歳入歳出補正予算の総額は113万2,000円で、補正の内容と事業別財源内訳は下ほど(3)に記載しております。

①総務管理費保険業務費では、国保事業実績報告書作成システムの改修に係る経費を追加補正するものでございます。

②療養諸費等一般被保険者分では、医療費の増加に伴い追加補正及び前期高齢者交付金繰越金などの財源の確定に伴う財源補正をするものでございます。

次のページ、33ページをごらんください。

③退職者療養諸費と退職被保険者分では、医療費の減額に伴い減額補正するものでございます。

④及び⑤は、前期高齢者納付金と各事業の確定によります追加補正でございます。

⑥償還金では、平成24年度及び過年度の医療費等の確定に伴い、療養給付費等国庫負担金の精算、調整交付金、国庫補助金の精算並びに平成24年度特定健康診査の確定に伴う国及び北海道の負担金精算のため、追加補正するものでございます。

引き続き、平成25年度国民健康保険特別会計債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

議案資料16ページ、補正予算の概要3. 債務負担行為の補正の国民健康保険特別会計をごらん願います。

補正の理由及び内容でございますが、平成26年度の国保事業実績報告書作成システム保守業務契約に当たって、平成25年度中に契約事務を取り進める必要があることから、3. 債務負担行為限度額27万2,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 それでは審査に入ります。

質疑のある方いらっしゃいますか。

○松浦敏司委員 ここに、退職者療養諸費等ということで、4,596万9,000円ということであります。

こちらが減額ということでもありますけれども、当初見込みより相当受診が少なかったのだらうと思う

のですが、その辺はもう少し詳しくお知らせいただければと思います。

○永倉一之保険年金課長 退職被保険者の人数の当初見込んでいた人数が789人で見込んでおりましたところ、現在719人まで減少しております、この方々は60歳から65歳未満のものと被用者保険に加入した人方が退職等に伴いまして、国民健康保険に加入する形で一定期間被用者保険に加入した人を対象とする保険事業でございますけれども、この方々の医療費につきましては、保険料を除いた額を協会健保や共済等が支払うような制度になっておりまして、支払い方といたしましては、交付金という形で網走市のほうに入ってくるような形になっております。

その交付金といたしましては、こちらの補正予算中にもございまして、歳入のほうの療養給付費等交付金、これらにも影響しておりまして、退職者の被保険者数が減ったことに伴いまして、医療費が減少することに伴いまして、あわせて交付金のほうも減少するというような中身になっております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第18号、平成25年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

債務負担行為については了承ということで。

○渡部眞美委員長 次に、議案第22号平成25年度網走市介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

○児玉卓巳介護福祉課長 それでは、平成25年度介護保険特別会計補正予算、保険業務費居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費、福祉用具購入費、住宅改修費、審査支払い手数料、特定入所者介護サービス費について御説明申し上げます。

議案資料の34ページをごらんいただきたいと思います。

初めに補正の理由及び内容についてでございますが、介護保険システムの改修費、利用者負担特別対策補助金の支給及び介護給付費利用の増加により、所要の経費を補正するものでございます。

経費の使途及び金額につきましては、システム改修費として68万3,000円、利用者負担特別対策補助

金としまして200万円、居宅介護サービス給付費としまして、マイナス1,920万円、地域密着型サービス給付費としまして1,210万円、施設介護サービス給付費としまして2,120万円、福祉用具購入費としましてマイナス200万円、住宅改修費としましてマイナス810万円、審査支払い手数料としまして18万円、特定入所者介護サービス費としまして390万円、合計で1,076万3,000円の補正となるものでございます。

次にそれぞれの補正額等についてですが、34ページの中段①-1になります。これはシステム改修費及び利用者負担特別対策費補助金の関係でございますが、補正額が268万3,000円、補正前の額、財源内訳補正後の額等については表に記載のとおりでございます。次のページになりますけれども、上の段の①-2居宅介護サービス給付費、こちらにつきましては、補正額がマイナス1,920万円となります。

①-3これは地域密着型サービス給付費でございますが補正額が1,210万円。①-4施設介護サービス給付費としまして2,120万円、次のページになりますが、①-5福祉用具購入費としまして、マイナス200万円、①-6になりますが、住宅改修費としまして、マイナス810万円、①-7としまして、審査支払い手数料18万円、次のページになりますが、①-8としまして、特定入所者介護サービス費が390万円となります。

それぞれに対する歳入予算につきましては、37ページの②番歳入予算の表に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 それでは審査に入ります。

質疑のある方。

○金兵智則委員 1点ちょっと御質問させていただきます。

サービス給付費の関係なんですけれども、地域密着型サービスですとか、施設介護サービスですとかってというのはサービスが増えたということで、増額になっているんですけれども、居宅介護サービスについては1,920万円減額ということで、大きな金額になっているというふうに思うんですけれども、なぜこのような状況が起きているのか御説明をお願いします。

○児玉卓巳介護福祉課長 居宅介護サービス給付費につきましては、在宅系のサービス、居住系のサー

ビスと二つありまして、この中で大きな理由としましては昨年9月に潮見にこが病院が50人の介護つきの有料老人ホームを開設されました。

こちらは9月からの入居が開始されたわけなのですけれども、当初予算では開設時期をもう少し早い時期ということで組んでおりまして、その開設時期が9月になったこと及び9月から50人規模なのですけれども、満床になっているわけではなくて、順次ある程度期間をかけて入所者がサービス利用されてたということで、その部分での開設時期の関係と、入所が満床になるまでの時期の部分で今回の減額補正となったものでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

理由のほうは理解させていただきます。

それについてもう一点なんですけれども、開設がずれたことによってその利用者に不利益が出たですとか、現状今、利用者の方々にこのサービス費が減額になったことによって、別に不利益が及んでいるということではないということを確認させていただきたいと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 この施設につきましては前年から入所の募集をとりまして、それぞれ相談をして進めていたというふうに伺っておりますので、利用される方に不利益が出ているということではないと考えております。

○渡部眞美委員長 他にありますか。

○松浦敏司委員 今金兵委員のほうからありましたけれども、同じく減額で福祉用具購入、住宅改修費も減額になっておりますけれども、当初見込みよりも利用が少なかったという、その辺はどのようなことから、このような減額になっているのか伺います。

○児玉卓巳介護福祉課長 まず、福祉用具購入費が200万円の減額補正となりますけれども、福祉用具につきましては、中心となります用具はポータブルトイレと浴室のシャワーチェアという椅子がほとんどでございます。

こちらの給付の件数、給付の単価等がともに昨年度の同期の実績を若干下回っておりまして、ちょっと特定した理由というのは不明なんですけれども、決算見込みの中で減額するという見込みとなりましたので今回の減額補正をするものでございまして、また住宅改修費につきましても今回810万円の減額補正でございまして、こちらにつきましても同様に申請の件数は年間で大体170件程度になるのですけれども、これも前年度と比較しまして、件数及び1件

当たりの工事費の単価が大体10万円前後なのですけれども、こちらも若干下がっておりまして、申請件数も前年実績と比べて若干下がっておりまして、こちら、決算見込みをもとに減額補正するものでございまして、こちらについても大きな理由これだということとはちょっと不明なのですけれども、そういったことでの今回の減額補正でございます。

○松浦敏司委員 それはわかりました。

それで例えば増額のほうで言いますと、地域密着型サービス、施設介護サービス、特定入所者介護サービスは一定の額で同額になっているわけですけれども、これは主な理由といいますか、それを伺いたと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 まず、地域密着型サービスの給付費につきまして1,210万円の増額補正でございますが、こちらにつきましてはこの地域密着型サービスは何種類かございますが、一番大きな部分では市内に3カ所あります小規模多機能型のサービスの利用者の方が昨年度までは30人程度であったのが現在35人から若干またそれを上回る利用がありまして、ここの伸びが増額の主な要因となっております。

そしてその次に、施設介護サービス給付費が2,120万円の増額補正なのですけれども、こちらにつきましては特別養護老人ホームの給付費がこちらのまず利用される方の人数が6名ほど年度当初よりふえておりまして、病院としましては網走市内には1カ所しかないんですけども、網走市外の管内の常呂等の施設に、入居する方がふえてきたこと及び既に入所してる方の中でも、要介護度が重くなった方によって給付費が増額していることが要因と考えております。

そして、特定入所者介護サービス費は390万円の増額でございますが、こちらにつきましては施設に入っていらっしゃる方の食費、居住費及びショートステイの方の食費居住費に対して市民税非課税世帯の方に対する負担軽減の対策でございますが、こちらが特別養護老人ホームの利用の方がふえた関係でこちらも連動して利用がふえているということが要因でございます。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

他にございますか。

○空英雄委員 基本的に提案されている補正予算の部分については、出ている結果ですから、これはこれとしてやむを得ないというふうに理解します。

ただ、今議論もありまして、介護サービス全体の中で在宅介護とそれから施設介護、この部分についての利用したいという希望といいますか、この部分がどちらかという、今あったように居宅介護サービス1,920万円と、施設介護サービス並びに地域密着型これらも含めて約3,300万円くらいの増ということになると、やはり施設介護を希望している人たちが多いということになるのかなというふうに考えますけれども、ただ将来としてはどのような形にもっていくべきなのかというのは、やはり在宅介護という部分についての基本というものはあるのだらうと思うのですけれども、それらについての今後の見通しという部分についてはどのように考えていますか。どうあるべきというふうに理解していますか。指導体制も含めて。

○児玉卓巳介護福祉課長 大きく分けまして在宅のサービスと施設のサービスとなると思うのですが、在宅サービスにつきましては、ヘルパー、デイサービス、ショートステイというのは一番よく使われる3本柱でございます。

こちらについては、ショートステイは一部利用が待機するという場合がありますけれども、在宅サービスにつきましてはおおむね待機されることなく提供されているという現況にございます。

一方、施設サービスにつきましては特別養護老人ホームが中心でありますけれども、老人保健施設あるいは居宅系となりますけれども、グループホームですとかケアハウスも入りますが、こちらについては施設を希望して待機している方というのは相当数いらっしゃるというのが現状としてございます。

今後に向けましてそのバランスをどうとっていくかという部分につきましては、新年度につきましては第6期の計画策定でまた議論も当然するわけでございますけれども、在宅サービスにつきましてはやはり基本的には今サービスの提供は順調にされてはいますけれども、さらに在宅で生活が可能なように、そういう施設を待機する方も在宅で不安なく過ごせるような、充実するようまず今後はサービスの種類をふやすですとかそういった方向でまず考えなければいけないというふうに考えております一方で、施設サービスにつきましてはやはりまだ一定の整備というのが求められるのが強くありますので、これは在宅サービスの充実とあわせる形になりますけれども、保険料との影響とも考えながらどのような整備が可能で、すべきかということを検討していくとい

うことになるかと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

ないようですので、次に債務負担行為につきまして説明を求めたいと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 失礼いたしました。

債務負担行為の補正につきまして御説明いたします。

議案資料の16ページの3をごらんいただきたいと思います。

この債務負担行為の補正の3番の表の下から2行目と3行目になりますけども、平成26年度の介護保険業務を円滑に進めるために、平成25年度中に契約事務を取り進める必要がありますことから、事務機器のリース契約分としまして41万2,000円、要介護認定訪問調査の委託契約としまして、801万9,000円をそれぞれ債務負担行為の限度額としまして、追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

それでは議案第22号平成25年度網走市介護保険特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第24号平成25年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

○永倉一之保険年金課長 平成25年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

議案資料38ページをごらん願います。

初めに補正の理由及び内容でございますが、後期高齢者の医療制度につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で運営しており、各市町村は広域連合に対して後期高齢者医療保険料を徴収し納めております。

このことにつきまして、平成25年度分の後期高齢者医療保険料額について、当初見込み額より増額となることから、広域連合への納付金に不足が見込まれるため、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の使途でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料納付金、502万6,000円を追加するものでございます。

次にこの事業に係る財源等でございますが、2の補正額、歳出予算の下のほうをごらん願いたいと思います。

補正前の額4億3,084万3,000円、今回補正額502万6,000円。

財源は全額後期高齢者医療保険料です。

補正後の額は4億3,586万9,000円となります。

歳入予算ですが、後期高齢者医療保険料の徴収方法に、年金からの天引きによる特別徴収と、口座振替や納付書による納付によります普通徴収があり、特別徴収としては978万7,000円の減額となるものの、普通徴収は1,481万3,000円の増額となり、合わせて502万6,000円の増額となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑のある方いらっしゃいますか。

○松浦敏司委員 ちょっと確認なんですけれども、歳入予算のところで、特別徴収の保険料がマイナス978万7,000円、普通徴収が1,481万3,000円ということなのなんですけれども、普通徴収の金額が意外と多いという、この理由について伺いたいと思います。

○永倉一之保険年金課長 普通徴収が多い理由ということでございますけれども、もちろん年金天引きから口座引き落としに変更したいという申し立てによりまして、普通徴収になられた方ももちろんおられますけれども、年金天引きができない方ということで、もともと年金天引き、年金の年額が18万円以下の人につきましては年金天引きができないというふうにも以前から承知しておりまして、ただこの18万円未満の方の保険料につきましては、少額でございますのでもともと、普通徴収にする金額としては少ないものというふうに見ておりましたけれども、実際は年金年額18万円以上ある方であっても、年金支給額から介護保険料と後期高齢者医療保険料を足して年金支給額の2分の1以上であった場合は、年金天引きできませんというような制度の内容になっておりますので、そういった部分が大方割合ふえておりまして、ですから保険料額の40万円、50万円の方々には、むしろ年金天引きから引けないという方が多いというふうなこともありまして、普通徴収の割合が多くなっているということでございます。

今現在の比率でいきますと、特別徴収が56%、普通徴収が44%ということで、もともとのこの当初予算組んだときには60%と40%の割合で組んでおりましたけれども、現状では56%と44%という形で、保

険料がふえる部分と、それとあわせて今回補正で見直したという部分でございます。

○松浦敏司委員 いま一つわからないのは、つまり月額年金が1万5,000円以下の人は天引きできないというのは僕らも当初からわかってた所ですけども、ではこれだけいるということは、この年金のほかに何か収入があるということだけでも、年金そのものは低いと、だから普通徴収になっていると、こんなふうに捉えていいのかどうか、その辺もう少し詳しく伺います。

○永倉一之保険年金課長 あともう1点年金から天引きできない方という部分でいきますと、年金総額300万円以上もらっている方も中にはおられます。

そういう方につきましては、年金300万円だから年金天引きできるだろうという考えもあるんですけども、年金から天引きできる優先度というものがございまして、通常一番優先される年金が、老齢基礎年金から始まりまして、厚生年金、共済年金、国家公務員等共済年金に優先度がありまして、実際支給額の多い年金から天引きされるのが一番好ましいんですけども、この年金天引きの制度といたしましては、老齢基礎年金から天引きするという優先度がございまして、それをもとに引かれる事になります。

そうすると、例え年金が300万円あっても、老齢基礎年金は実は30万円しかもらってなくて、他の共済年金等で300万円支給されていますといった場合に、実は保険料的には40万円とか50万円となる場合がございすけれども、実際その老齢基礎年金が低いことによって、介護保険料と後期高齢者等の保険料を合算したときに優先される基礎年金の2分の1以上を超えてしまうという部分がありまして、そういった例によりまして年金天引きができなくて普通徴収にまわるということもございまして、実際に年金以外のいわゆる不動産所得とか営業所得というよりは、年金を持っている方が年金から引けないということの理由のほうが多いかと思えます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○空英雄委員 少々幼稚な質問かもしれませんが。

特別徴収の関係、特別徴収というのはいわば年金から引ける、今話した年間18万円以上という部分で単純にこれは前年度の金額にかかっているのあれですね。（「そうです」の声あり）

そうすると、970万円、約1,000万円近くの減額というのはこの原因というのは何なののでしょうか。

○永倉一之保険年金課長 もとものの保険料総額というのは北海道後期高齢者医療広域連合のほうで試算いたしまして、それを参考にして私どものほうで保険料総額の予算を組むんですけども、そのうち特別徴収と普通徴収の割合をいかに見るかというのは私どものほうで試算するんですけども、先ほどのとおりの当初予算を組んだときには、保険料総額の6割と4割という比率で見込んでいたのんですけども、実際は56%と44%ぐらいの部分の割合になっているということで、その開きの部分で、今回の減額と増額というに分けられたということになります。

○空英雄委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第24号平成25年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第28号網走市空き家等の適正管理に関する条例制定について説明を求めます。

○梅津義則生活環境課長 空き家等の適正管理に関する条例制定について御説明申し上げます。

資料16号60ページをごらんください。

最初に、本案制定の理由ですが、これまで市では、空き家等の対策については、網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例第27条第2項において、所有者等に対し指導等を行ってきたところでございますが、長期間放置されたままの管理不全な状態となった空き家等につきましては、所有者等の財産権にかかわる複雑な問題も絡みますが、近隣住民としては、良好な生活環境の確保及び安全安心な生活にかかわる重大な問題でございます。

この問題は管理者の所在が不明、所有者死亡に伴い相続人が不明、債権債務等の整理に係る問題、管理者に積極的な管理の意思がないなど、住民の対応に苦慮する事案がある場合が多く、また老朽化に伴う資材等の腐食による家屋の傾斜など、危険性が具体的で市民の生命、身体及び財産を保護する立場から、市が関与すべき事案が増加をしております。

市としましては、これら危険な状態にある空き家等に関し、所有者等に対する自主的な管理をあくまでも基本としつつ、市民等の協力を得ながら、市がとるべき対策やその手続をこの条例において定めるものでございます。

次に、条文の概要について御説明をいたします。

第1条は本条例の目的を、第2条には条例で掲げる用語の定義を規定しております。

第3条は所有者の責務を、第4条には情報提供について規定しております。

第5条は、実態調査について地域から寄せられた情報に基づき、当該空き家等の管理すべき義務者の有無、維持管理の状態調査を行い、第6条は所有者等に対して助言指導をし、管理不全な状態にあるときは勧告することができるとしたところです。

第7条の命令につきましては、期限までに必要な措置を講じない場合に、緊急度に応じ措置を命令することができるものとしてございます。

第8条は命令に対し、正当な理由がなく従わない場合に住所、氏名、空き家等の所在命令の内容を公表することができるとしております。

第9条におきましては、他の手段によってその履行を確保することは困難であり、かつその不履行を放置することが、著しく公益に反すると認められる場合は、行政代執行法に基づく対応を想定してございます。

次に資料の61ページであります、第10条は緊急に危険を回避する必要がある空き家等について、緊急安全代行措置等として必要最小限の対応を図ることが可能な旨を明らかにしております。

また、第4項におきましては、町内会や自治会が主体となり、空き家等に危険回避の措置をとる場合、市も出来る範囲で協力できる旨の規定を設けております。

第11条につきましては、警察消防などの行政関係機関との連携を、第12条におきましては、規則への委任を規定したものでございます。

附則におきまして、本条例につきましては、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例、第27条第2項において、空き家等の適正管理に関する規定があり重複いたしますので、第27条の見出し及び同条第2項の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 これは空き家と言っても、いろいろあるのだらうと思います。

まちなかもあれば郊外もあるというようなことで、多分まちなかの家屋を対象としてるのではないかと思うのですが、その辺伺いたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 この条例の対象となる空き家ということでございますが、基本的には市内に所在する管理不全な状態となった建物、工作物、あと敷地ですね、それで常時無人の建物、あとは現に使用していない土地ということを対象にしておりますので、郊外ですとか市内、そういったことは関係なく対象になるかと思います。

○松浦敏司委員 それでは対象となる家屋というのは、おおよそ掌握してるとはなないかと思うんですけども、その辺はどのくらいあるのか、わかれば教えてください。

○梅津義則生活環境課長 この条例を制定するに当たりまして、昨年の12月に町内会長ですとか、区長に対するアンケート調査を実施しております。

そのアンケートの結果、回収がすべてできたわけでありまして、正確な数字というのはつかみかねる部分はあるのですが、まず市内にある問題のある空き家というのは、100戸以内ではないだろうかというふうに推測をしております。

そのうち今までの当生活環境課に対する相談件数等から推測しまして、何らかの対応が必要な空き家というのは20戸以内ではないだろうかというふうに考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

これまでも空き家のことでは、議会の中でもいろいろと議論があったところでありますので、この報告等については、私もいいのかなというふうに思います。

ただこれは行政代執行というのは、最後の手段だというふうにも思いますし、その辺は慎重にあるべきかとは思いますが、今全道的にこの条例を実施しているのはおおよそどのくらいありますか。

○梅津義則生活環境課長 全道的にどれくらいこの条例を実施してるかというということですが、私の調べた範囲では、昨年の10月1日現在で21市町村が何らかの条例を持っています。

そのうち、平成24年4月1日以降に条例制定をしているのが12市町村でございます。

大きなまちでは、滝川市、室蘭市、函館市が条例制定をしております。

それと道東5市は、条例制定をしているところはないでございます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○山田俊美委員 ようやく空き家対策が条例として動くということになったことは大変喜ばしいのですが、そこでつくった中で中身をお聞きしたいのですが、代執行規定も書かれているのですが、代執行ということは行政代執行ですから、市の負担でやりましょうということになるのだと思うのですが、その費用ももし請求できる先があれば、するよということであるというふうに書かれています。

それでよろしいのですが、仮に所有者が完全に不明だというような場合にはやはり市の負担でやるという形になるのでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 行政代執行につきましては行政代執行法に基づいてやることになります。

所有者不明の場合は事前の通知等を含めてですね、行政代執行も難しいのかなと思います。

あと費用の関係ですが、基本的に所有者が判明しているといったような場合には、最終的には所有者の方に請求をしていくという形になります。

所有者不明の場合の費用の請求ですね、基本的には所有者不明の場合には行政代執行できないというふうに考えております。

○山田俊美委員 恐らく危険な建物とかそういうのは、まだ空き家である状態ではないかもしれませんが、仮にそういう場合、所有者が不明だとそういうことも将来想定されると思いますので、その辺も将来条例でも別な運用でも、検討していただきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、第10条で規定された、4の町内会という形があるのですが、これが若干気になるのですよ。

町内会はやはり、周りに危険な建物等が空き家等がないように、いつも見回りはしているのですが、ただ、町内会が主体となるものについて、町内会が負担してくださいよとなると、なかなか町内会でやろうというふうにもなりづらいという形に私は思うのですが、その辺はどういうような検討をされたのでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 実際空き家条例を設けている市町村で、こういった条文を持っている所というのは余りないのかなと思います。

比較的網走市が特徴的な条文かなと思いますますけれども、実際にこれは以前あったケースで、そういった申し出があった町内会もございまして、そう

いった時の町内会の役割、市の役割、それと費用に関わる分担について明確にしておきたいということでこういった規定を設けてございます。

○山田俊美委員 条例としてはいいのですが、この辺が町内会ではこういう話になると若干もめるというわけではないのですが、町内会で集めるお金はたかが知れているわけですから、その辺はまた今後の検討の中で、条例としてではなくて運用の面で何か一緒に検討していただきたいなというふうに思っております。

それから所有者の中でも、不法に放置しているという場合もあると思うのですよ。

そういうときに罰則規定がないので、そういったものに対する対策等も今後の運用という形の中で検討していただきたいなということを一応申し添えておきます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第28号網走市空き家等の適正管理に関する条例制定について全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続いて、議案第32号網走市外3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について説明を求めます。

○鳥井本和義社会福祉課長 それでは私のほうから網走市外3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

議案資料の66ページ、資料19号をごらんいただきたいと思います。

規約変更の趣旨でございますが、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部が、平成26年4月1日に施行されることに伴い、認定区分の名称が変更となることから、障害者総合支援法第15条の規定により、構成市町で共同設置する審査会の名称を変更しようとするものです。

規約変更の内容でございますが、資料19号の新旧対照表の太字部分のとおり、審査会の名称を障害支援区分認定審査会に改めるものです。

施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 確認です。

程度という言葉が消える、なくなるというふうに思うのですが、何か特別の理由があってこの程度という言葉は取ることになったのか、その辺旧の条例と今回のこの条例との何か違いがあるんですか。

このことよっての違ひは出るんでしょうか。

○鳥井本社会福祉課長 これは旧のほうで程度区分でして、今度新たに支援区分ということで、単なる名称の変更ということになります。

内容については変わりません。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第32号網走市外3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長

原案可決すべきものと決定いたします。

続きまして、請願第26号の審査の前に暫時休憩をしたいと思います。

午後1時58分休憩

午後2時00分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。続きまして、請願第26号年金支給額2.5%削減中止を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

この請願につきましては、昨年の6月13日に審査をした結果、継続となっていることを申し伝えたいと思います。

それでは審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 前回の審査の中では、一定の賛同を得られるような状況にもあったのですが、最終的には継続ということになりました。

請願の前文の中の上から4行目に入ってますように、国民年金満額の方で月額1,675円、厚生年金でいうと、5,900円の減額ということです。

御承知のように国民年金は、網走市内におけるといひますか、全国的にもそうだと思いますが、平均的な支給額というのは、4万4、5,000円だろうといひうふうになっています。

こういう方からも、満額の方で1,675円引かれる

わけですから、それより低い方はもう少し低くなりますけれども、いずれにしても、食べていけないような年金の人たちからも、3年間で2.5%、削減するということですから、それも理由が2000年から3年間物価が下がったのにその時下げなかったと、だから2013年から下げ始めるということが行われました。

しかし、その時点ではもう既に物価は上昇をしていましたよね。

アベノミクスで、我々の生活は物価が上がってしまったと、こういう中でありますから、やはりこの時期に、年金を削減すること自体非常に問題があると思います。

網走市における厚生年金を受給している方というのを、今1万628人というふうにあるデータだと言われています。

国民年金も9,790人が受けているということでトータルしますと、この厚生年金、国民年金合わせて減額というのが網走市全体で3億3,200万近くになるということです。

ですから、やはり相当網走の経済にも影響を与えるというふうになりますし、年金生活者にとっては極めて大きな打撃を受けるということで、ぜひこの請願については委員の皆さんの賛同をいただいて、この声を政府に向けていくべきだといひうふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○金兵智則委員 ただいま松浦委員のほうからもありましたけれども、当時物価が下がったから今差し引くと、現状今アベノミクスといひうことで、景気がよくなってきて、物価が上がってきますよといひていますけれども、それでもごく一部で地方に景気の上昇分の実感が出てくるのまだまだ先の話、またそれも本当に実感できるのかどうかといひうのも不明な状況といひうのもありますので、この請願については私も賛同したいといひうふうに思ひます。

○山田俊美委員 今それぞれ賛成の意見があるのですけれども、私のほうは実は前回継続といひうふうに言ったのですが、それは将来の子どもたちが、年金が受けられるか受けられないかわからないといひう状況に陥るのではないかといひう懸念がありまして、継続でもっとゆっくり話しましうといひう話をしました。

それで、確かにこの社会保険が、この文言からいひきますと3年間下げないで来た時期が、確かにありました。

それはそれとしてよく下げないでできるなというふうに思っていましたけれども、この時に来まして下げるといえるようになるというのが高齢化によってかなり年金負担、年金の国の負担なり、国民負担がふえているということは否めないということで、これは将来どう捉えるか、現役世代が苦しいから年金を将来下げないでというような形なんですけれども、それをすると将来の子どもたちが不安であると。

それはちょっと痛し痒しでありまして、その辺を考えた上では、本来は仕方ないだろうというふうな形で一応継続というような形にしましたけれどもどうしても現役世代が苦しくてやっていけないだろうというのであれば、私は今は賛成をいたしまして、将来別な対策で年金に変わるような収入が与えられるような制度になってほしいというふうに思っております。

ほかの議員が現役世代が、非常に苦しんでいるのだという観点であれば、今は賛成をしますけれど、次には新しい政策で国に申し入れをしていくというやり方でやってほしいと思います。

○渡部眞美委員長 この請願については採択して今後の別な形でということ。

○空英雄委員 基本的に採択、賛成ということでございます。

松浦委員のほうからもお話しありました、国民年金の部分で1万人弱という形の中で考えたときに、今のもろもろの低所得者対策の中での生保との関連を見ても、今までこの年金を受給する年代になって、国民年金に加入している人たちの状況というのは非常に厳しい状況にあると、そういった中であって過去の経緯は今それぞれの委員から3年間上げるべき時期に上げなかったというような言い方ですけども、それは国のほうの言い分であって、受給者にとってはその2.5%下げなかった時期でも大変苦しい状況を経過してきているという部分を考えてときに、他のそういう政策的な予算を組んでる部分と比較すると、国民年金受給者というのは非常に大変だと、特に夫婦で受給してる人たちは何とか生活できるのかなと。

だけどこれは一方が欠けた場合どうするのだということを考えた時に、これ以上上げるといえることについては本当に死ぬと同じだというふうに、極端な言い方ですけども理解できます。

私はこれを採択してよろしいと思います。すべきだと思います。

○立崎聡一副委員長 私は会派の意見とさせてもらって採択という方向でお話をしたいと思います。

詳しいことはうちの山田委員もおっしゃっていたのですが、この先の事を考えるとというのはあったのですけれども、現状が大切なのかなというふうに理解させてもらいました。

詳しいことは山田委員からお話が合ったとおりです。

以上です。

○渡部眞美委員長 ただいま全委員、各会派の方から意見を頂戴いたしました。

請願第26号につきましては全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは請願第26号につきましては採択すべきものと決定いたします。

本来ですとすぐに意見書の案が出てくると思うのですが、次もう1件の請願を審査をした後に休憩をとった中でその後お配りをし、審査をしていきたいと思いますので御了承ください。

○渡部眞美委員長 次に請願第38号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、審査に入りたいと思います。

○金兵智則委員 こちらの請願38号なのですが、結論から先に述べさせていただければ、ぜひとも採択の方向で賛同いただけたらなというふうに思います。

内容につきましては、要旨、理由の中に書いてあるとおりでございますけれども、2006年に国連で手話は言語ということがきっちりと明記され、日本でも2011年に言語は手話を含むということで、初めて手話が言語であるということが認定されました。

そのような状況ではありますけれども、また手話が言語だということが今後、実際の生活の中できっちりと生かされるためには、この手話言語法をきっちりと制定をしていただきたいなというふうに思います。

また、網走の話では東京農大のほうに2人ほど手話をというか、聾啞者の方がいらっしゃったということでもありますけれど、やはり自分でやりくりをして何とか生活をしていたというような現状もあります。

これがまた手話言語法というのがきちっとできれば、大学のほうでも利用していただけて、より快適な学生生活が送れるのかなと。

また昨今、いろんな天候の吹雪ですとか、ゲリラ豪雨ですとかいろいろな災害が多くなってきておりますけど、やはり今手話の方々にとってはテレビで緊急の放送が流れても見ていてもわからないと、文字が出て入ればというところもあるかもしれないですけど、緊急の中でテレビの中の文字を出すというのはなかなか難しいところもあるのかなと思いますので、しっかりとした対応をとるためにこういうものを意見して行くというのが大事なのではないかなというふうに思いますので、ぜひともお願いしたいなというふうに思います。

○松浦敏司委員 手話通訳の方もなかなか、たくさんいるわけではないし、それからそのことによっての生活の安定というのなかなかまだまだ、いわゆる手話そのものがまだまだ日本の社会の中で、認知が低いというような状況だと思っています。

その意味ではこれが法として制定されることによって、地方自治体やいろいろな公的なところでも、当然こういった積極的な手話通訳者をはじめ、置く必要があるのだろうというふうにも思いますから、このことによってそれがより促進されるというふうになるというふうに思いますので、この請願については賛成いたします。

○空英雄委員 基本的に手話通訳という部分についてはどちらかというと今までボランティアに頼ってきたという部分がかなり大きいと思うのですよ。

ただし、日常の生活の中で基本法にも定められております、全ての障がい者が可能な限り言語（その他を含む）という形で書いてありますけれども、意思疎通のための手段として手話をこのような立場の人たちに対して、ボランティアだけではなくして、言語法が制定されることによって、一般の市民全体が意識の高揚にある程度つながって来たらこれは大いに結構なことだと、一気にどうのこうのして解決するという形にはなかなか難しいのかもしれませんが、徐々に意識の高揚というのを考えたときに、この問題については私は採択すべきだと、このように考えます。

○山田俊美委員 私はこの請願については、採択すべきだというふうに思っています。

やはり人すべてが、お互いに意思疎通できるということは非常に大切な事だというふうに思っております。

こういう言語法制定と言うのはもっともっと早くやっていただき、できれば普通の学校でも教えられ

るようなスタイルであればいいなと思っておりますので、ぜひしてほしいと思っております。

○渡部眞美委員長 副委員長も山田委員と同意見ですか。

○立崎聡一副委員長 はい。

○渡部眞美委員長 各委員それぞれ御意見を頂戴いたしまして、請願第38号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡部眞美委員長 先ほどの請願第26号、ただいまの請願第38号の意見書について少々お時間を頂戴したいと思いますので、まず先にその他で理事者の方に、何かその他ございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

委員の方その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは暫時休憩をしたいと思います。

午後2時16分休憩

午後2時24分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開いたします。

先ほどの請願第26号及び38号につきまして、お手元に意見書を御配付いたしましたので、内容につきましては年金支給額2.5%削減中止を求める意見書につきまして、冒頭、昨年11月というのを年に直しました。

内容がそちらでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

また、手話言語法の制定を求める意見書については、御一読いただいて。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

意見書案2件につきましては、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定いたします。

また意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することと決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして行政視察の実施についてであります。

前回の2月24日開催委員会の際に、視察項目、視察先などについて皆様から種々御意見をいただいたところであります。

その後正副委員長に一任いただいておりますの

で、私と副委員長で協議をいたしました。

本日はお手元に皆様にそのスケジュールと項目等をお配りしているところであります。

まず内容につきましては、視察先項目につきまして、埼玉県草加市リサイクルセンター運営事業について、2市目といたしまして、群馬県沼田市の認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業について、3市目につきまして、移動の手法等を考えた結果、新潟県がこの順番でいくと、よろしいのではないかとということで付近で、子育てということで出ていましたので、金兵委員のほうから、それにそぐう似たような事業についてということで、長岡市を検討した経過があります。

その内容につきまして、何かございましたら皆さんから御意見を頂戴したいと思います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

この3市に決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは出発日についても、現在のところ5月13日火曜日を予定としております。

皆様から今了承ということをお意見いただきましたので、この案につきましては、早速相手先の依頼などについて事務局とおして準備を進めたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

また相手先等で何かありましたら、その後の変更等も委員長副委員長に、その段階でらせていただいてもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

一任にさせていただけるということで。

その後、決まりましたらまた、再度委員会を開催いたしまして、再度御確認をいただきたいと思います。

事務局こちらでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

他に視察の件等で何かございますか。

無いようですので今日の生活福祉委員会はこれにて閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時28分閉会
